

議案第 11 号

桐生市水道事業給水条例及び桐生市下水道条例の一部を改正する
条例案

桐生市水道事業給水条例及び桐生市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 18 日提出

桐生市長 荒木 恵司

桐生市水道事業給水条例及び桐生市下水道条例の一部を改正する条例

(桐生市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 桐生市水道事業給水条例(平成10年桐生市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者(法第3条第5項の水道事業者をいう。以下この項において同じ。)又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者に給水装置の工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。

(桐生市下水道条例の一部改正)

第2条 桐生市下水道条例(平成17年桐生市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第6条第2項第2号中「専属」を「選任」に改め、「氏名」の次に「並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況」を加え、同条第3項第2号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、「住民票」の次に「、在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カードをいう。以下同じ。)又は特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。)」を加え、同項第4号中「専属」を「選任」に、「の住民票」を「に係る住民票、在留カード又は特別永住者証明書」に改め、同項第5号中「専属」を「選任」に改める。

第7条第1項第1号中「が1人以上専属している者である」を「を選任している」に改める。

第8条の見出し中「専属」を「選任」に改め、同条第1項中「専属させなければ」を「選任しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、群馬県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第9条第1項ただし書から第3項までの規定中「専属」を「選任」に改める。

第14条第1項第4号中「第13条」を「前条」に改め、同項第7号中「専属」を「選任」に、「第15条」を「次条」に改める。

第18条第1項第9号中「第6条第4号」を「第6条第5号」に、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第30条第4項第1号中「。以下「水道事業給水条例」という。」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案説明

議案第11号 桐生市水道事業給水条例及び桐生市下水道条例の一部を改正する条例案

災害その他非常の場合において、迅速に給水装置及び排水設備等の復旧等ができるよう、所要の改正を行おうとするものです。